

空き家・空き室の活用をお考えの大家さんへ

# 空室物件の情報提供サービス

単身高齢者世帯の増加により、住宅確保要配慮者(※1)の居住ニーズは年々高まることが見込まれますが、一方で、低廉な家賃帯の住宅等、ニーズに合った物件が見つからないというのが現状です。

現在、住宅確保要配慮者の円滑な入居のため、空室物件は「**セーフティネット住宅**(※2)」への登録を推奨しておりますが、耐震性を有しない等要件を満たさない物件は登録ができませんでした。

そこで「**入居を支える大家さんのための相談窓口**」ではそのような物件でも、一定の基準を満たすと支援者(居住支援法人等※3)へ情報を提供できるサービスを行っておりますので、ご活用ください。

(※1) 住宅確保要配慮者とは…高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等住宅の確保に配慮が必要な方

(※2) セーフティネット住宅とは…高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等の住まいの確保にお困りの方を受け入れる住宅

(※3) 居住支援法人とは…県が指定した法人であり、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居のサポートや入居中の見守りサービス等を行う法人  
神戸市内で活動する法人:48法人(令和6年8月末時点)

## 情報提供サービスの概要

1. 対象者 神戸市内の賃貸物件を所有している大家さん

2. 申込方法

- ① 右記二次元コードを読み取り、専用申込フォームからお申込み  
※専用申込フォームよりお申込みされた方は、書面の提出は不要
- ② 別紙「情報提供希望申込書」に必要事項を記載の上、大家相談窓口へご郵送もしくは問い合わせ先(裏面)記載のメールアドレスへデータ送信



3. 申込基準 別紙「情報提供希望申込書」の「3.確認事項」を参照

4. 留意事項

- ① こちらのサービスは支援者へ定期的に情報提供を行うものであり、入居者を斡旋、仲介するものではありません。
- ② 情報提供に必要な調査にご協力いただけない場合、サービスは利用できません。
- ③ 空室確認用にメールアドレスが必須となり、そのメールに回答いただけない場合、情報提供はいたしかねます。

## 情報提供サービスの登録フロー

